

2014年11月18日

厚生労働大臣
塩崎恭久 様

全日本年金者組合
中央執行委員長 富田浩康

公的年金制度にかかわる緊急要請

10%への消費税増税は、2017年4月まで延期されるという情勢になっています。全日本年金者組合は、消費税は低所得者に負担が大きく、社会保障のための税金ではないとして、この増税に反対しています。しかし、この増税の時期である2015年10月に実施が決まっている「年金受給要件の10年への短縮」、「低年金者への支援給付金」は大変重要な課題です。

全日本年金者組合は、無年金者を少しでもなくすため、国際的にも異常な25年という年金受給要件を一刻も早く10年に短縮するよう求めてきました。また、低年金者にとつてわずかでも支援給付金を支給されることは切実な願いです。

つきましては、これらの改善を消費税増税と関わりなく実施するよう緊急に要請するものです。

記

1、年金受給要件期間の10年への短縮は、消費税増税とは関わりなくただちに実施すること。

2、年金生活者支援給付金を、消費税増税とは関わりなくただちに実施すること。

以上